

会議の開催結果について

- 1 会議名 令和6年度第3回上尾市国民健康保険運営協議会
- 2 会議日時 令和7年2月14日(木)
午前・午後 1時30分から
- 3 開催場所 上尾市役所議会棟4階 全員協議会室
- 4 会議の議題
 - (1) 会長及び会長代理の選出について
 - (2) 上尾市国民健康保険税の税率等の改定について
 - (3) 令和7年度上尾市国民健康保険特別会計予算(案)について
 - (4) 国民健康保険税水準の準統一に向けた課題
 - (5) その他
- 5 公開・非公開 公開
の別
- 6 非公開の理由 ———
- 7 傍聴者数 0人
- 8 問い合わせ先 市民生活部 保険年金課(担当課)

議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
	別添議事録のとおり

選出	氏名	第3回 2月14日(金)
被保険者を代表する委員	小幡 雄人	○
	佐々木 典子	○
	山根 博安	○
	高野 住代	○
	塚田 日出造	○
	角田 美香	○
保険医・薬剤師を代表する委員	今村 恵一郎	○
	川上 哲夫	×
	上野 聡一郎	×
	齋藤 和宏	○
	川野 茂	○
	村橋 憲	○
公益を代表する委員	黒須 喜美雄	○
	津田 ひとみ	○
	小高 進	○
	轟 信一	○
	大室 尚	○
	矢口 豊人	○
被用者保険等保険者を代表する委員	山本 広道	×
	中村 昭彦	×
	近藤 友恵	○

○：出席 ×：欠席

令和6年度 第3回上尾市国民健康保険運営協議会

議事録

令和7年2月14日

開会 午後1時30分

(司会) 関田課長：では、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しいなか、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまより「上尾市国民健康保険運営協議会 委員委嘱式」を始めさせていただきます。

本日、進行役を務めさせていただきます、保険年金課長の関田です。よろしくお願いいたします。

委嘱状の交付は、畠山市長が各委員さんの席にお伺いして順に交付いたします。恐れ入りますが、市長が参りましたら、自席にてご起立くださるようお願いいたします。

畠山市長より、委嘱状を交付

(司会) 関田課長：ありがとうございます。

続きまして、市長よりごあいさつ申し上げます。畠山市長、よろしくお願いいたします。

畠山市長：皆様こんにちは。ただいまご紹介いただきました市長の畠山でございます。

本日は大変お忙しいなか、国民健康保険運営協議会委員の委嘱式にご出席賜りまして、ありがとうございます。

ただいま、新任の方6名、再任の方11名に委嘱状をお渡ししました。皆様におかれましては、お忙しいこととは思いますが、これから3年間よろしくお願いいたします。

さて、今年度の運営協議会では、令和7年度以降の上尾市国民健康保険税の賦課限度額、及び、税率の改定について、ご審議いただきました。その運営協議会からの答申に基づき議会に上程した「上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」が12月定例会で可決され、令和7年度より国民健康保険税の賦課限度額及び税率を改正することとなりました。

皆様もご存知のとおり、国保財政は大変厳しい状況でございますが、市といたしましても、引き続き、国保財政の安定化に向けた取組を推進していくとともに、特定健診や生活習慣病の重症化予防などの保健事業に注力して参りたいと考えております。

皆様には、国民健康保険の円滑な事業の運営に向けて、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申しあげ、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会) 関田課長：ありがとうございます。

以上をもちまして、上尾市国民健康保険運営協議会委員委嘱式を終了させていただきます。

このあと引き続き、国民健康保険運営協議会を開催させていただきますが、市長は公務が重なっておりますので、ここで退席させていただきます。

市長退席

(司会) 関田課長：それでは、「令和6年度 第3回上尾市国民健康保険運営協議会」を始めさせていただきます。

はじめに、上尾市国民健康保険に関する規則第4条第2項の規定により、定数の半数以上の委員にご出席いただいておりますので、本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

続いて、本日の議事の資料につきましては、資料1から5及び、委員名簿を机の上に配布させていただきます。資料が不足している方がいらっしゃいましたら、お手数ですが挙手にてお知らせください。

(司会) 関田課長：それでは、議事に入らせていただきます。

本運営協議会の議長は、規定により本協議会の会長が務めることとなっておりますが、本日、新たに委員の皆様のご委嘱をさせていただきましたので、まだ会長が決まっておりません。新たに会長、会長代理を選出するまでの間、事務局で、議事の進行を務めさせていただきます。

議事1の「上尾市国民健康保険運営協議会の会長及び会長代理の選出」でございますが、国民健康保険法施行令第5条において

1. 協議会に会長1人を置き、公益を代表する委員から全委員がこれを選挙する。
2. 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

と規定されております。資料1をご覧ください。

今期の会長及び会長代理の選出にあたり、公益を代表する委員6名で、昨年12月に事前協議を行っていただきました。

その結果、会長に大室委員、会長代理に矢口委員が候補者として選出されております。ここで委員の皆様にお伺いします。

今期の会長を大室委員に、会長代理を矢口委員に、それぞれお願いしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしということですので、

会長を大室委員に、会長代理を矢口委員にお願いいたします。

会長・会長代理のところへ席札を配置

それでは、大室会長より、ごあいさつをお願いいたします。

大室会長：皆さん、こんにちは。あらためまして、市議会議員の大室尚でございます。委員の皆様よりご承認いただきましたので、引き続き会長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、本日の議事で事務局から報告があるかと思いますが、今年度審議を重ねてまいりました税率等の改定に関する条例改正案が、令和6年12月定例議会において、原案のとおり可決されました。慎重なるご審議を賜りました委員の皆様にご心より感謝を申し上げます。

また、継続の委員の皆様はご存じかと思いますが、いよいよ令和9年度の準統一が目前に迫ってまいりました。上尾市におきましては、令和8年度に赤字を解消するためにも、県が示す標準保険税率との乖離を埋めていくことが喫緊の課題となっております。物価高騰の折、被保険者の方々の生活を考えると保険料の改定は極めて難しいところではございますが、国民健康保険は「国民皆保険制度」の最後の砦として、持続可能で安定的な運営が求められております。皆様からご意見をいただきながら、国保運営協議会の会長といたしまして当協議会の円滑な運営に努めてまいりますので、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、会長就任のごあいさつとさせていただきます。

(司会) 関田課長：ありがとうございます。続きまして、矢口会長代理より、ごあいさつをお願いいたします。

矢口会長代理：みなさん、こんにちは。会長代理を拝命いたしました市議会議員の矢口でございます。

国保財政がたいへん厳しい状況ではございますが、よりよい国民健康保険の運営ができるよう、会長の補佐として、尽力してまいりたいと思います。委員の皆様には、忌憚のないご意見をいただきながら、円滑な協議会運営をしていきたいと思っておりますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

(司会) 関田課長：それでは、上尾市国民健康保険に関する規則の規定により、本協議会の会長が議長になることとなっておりますので、これからの議事の進行につきましては、大室会長をお願いいたします。

(議長) 大室会長：それでは、議長を務めさせていただきます。

スムーズに議事が進行できますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

次の議事に入る前に事務局に確認いたします。傍聴者はいますか。

(事務局) 本間主査：はい、1名いらっしゃいます。

(議長) 大室会長：委員の皆様にお伺いいたします。ただいま傍聴希望者がおりますが、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

(議長) 大室会長：それでは、お入りください。

傍聴者入場せず

(事務局) 本間主査：傍聴者がおりません。

(議長) 大室会長：傍聴者がいないようですので、議事を進行します。

それでは次に、議事録署名委員の指名をさせていただきます。

小幡 雄人 委員

轟 信一 委員

以上、2名を指名いたします。よろしくをお願いします。

なお、発言される方は、挙手をお願いします。また、お手元のマイクのボタンを押してから発言されますよう、併せてをお願いします。

それでは、議事の2番目、「上尾市国民健康保険税の税率等の改定について」事務局から説明をお願いします。

(事務局) 市村主幹：議事の2点目「上尾市国民健康保険税の税率等の改定について」ご報告をさせていただきます。

それでは、お手元の資料2をご覧ください。

上段になりますが、令和7年度以降の上尾市国民健康保険税の税率等の改定について、令和6年11月11日付け上尾市国民健康保険運営協議会からの答申を踏まえ、令和6年12月定例市議会に議案を上程しました。内容は、下段にございます1. 賦課限度額の引き上げと2. 税率の見直しです。

具体的には、国民健康保険税課税額の上限となる賦課限度額については、後期高齢者支援等課税額、いわゆる支援分を令和6年度の22万円から、令和7年度は24万円に引き上げ、合計で104万円から106万円に改定するものです。

税率の見直しについては、下段右側のオレンジ色の表になりますが、医療分、支援分、介護分のそれぞれの所得割、均等割をすべて見直し、合計で、所得割を令和6年度の11.3%から、令和7年度は12.3%に、同じく均等割を5万9千円から7万円に、見直すものです。

審議の結果、原案のとおり可決され、令和7年4月1日施行となりましたのでご報告いたします。

説明は、以上です。

(議長) 大室会長：一通り説明が終わりました。

ただいま事務局から説明があった内容について、ご質問がありましたらお願いいたします。

はい、轟委員どうぞ。

轟委員：準統一まで段階的に税率を引き上げることになると思います。12月議会で可決されましたが、万が一、否決された場合には段階的に上げていくことに大きな影響があると思われます。その点についてはどのように考えていますか。

関田課長：否決された場合には、令和7年度の税率改定は行えず、その分をどこで引き上げるかということのを来年度の運営協議会で審議していただくこととなります。

轟委員：令和6年度保険税が高いために滞納された方が多く、今回の引き上げでさらに滞納する方が増えると考えられます。その点について、今後どのようにお考えかお聞きします。

関田課長：ご指摘の通り、保険税が上がれば払えない方も増えていくのではないかと、ということが県内の所管課長会議でも話題に上がっております。しかしながら、先ほど会長からもお話があった通り、今現在の国民健康保険の運営自体がかなり厳しい状況なので、まずは税率を上げざるを得ない状況です。低所得の方につきましては、軽減措置の適用や保険税を払えない方への納税課での納税相談など、丁寧な対応をしていきたいと考えております。

(議長) 大室会長：ほかに、ご質問はございませんか？

特にないようですので、以上で議事2「上尾市国民健康保険税の税率等の改定について」を終了いたします。

続いて、議事の3番目「令和7年度国民健康保険特別会計予算(案)について」事務局より説明をお願いします。

(事務局) 市村主幹：議事の3、「令和7年度上尾市国民健康保険特別会計予算(案)について」ご説明させていただきます。なお、この予算案は、3月議会でご審議いただくものですので、あくまでも予算案の概要として、ご説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料3の1ページをお開きください。左下側の表が歳入、右下側の表が歳出となっております。また、2ページには予算項目の用語説明がございますので、参考に併せてご覧ください。

左下側の表、国民健康保険特別会計の令和7年度の歳入につきまして、主な項目を上から順に申し上げます。太枠の中をご覧ください。

「1国民健康保険税」は、40億3,133万4千円で、構成比は歳入全体の21.3%となっております。こちらは、医療費のうち保険者である上尾市が負担する保険給付費

等に充てるため被保険者に納めていただくものです。被保険者が75歳に到達し後期高齢者医療制度に加入するなどにより、被保険者数が減少するものの、税率改定により、表右上の①のとおり、前年度比3億4,517万3千円の増となります。

表の3段目、「3県支出金」は131億8,702万1千円で、構成比は歳入全体の69.6%です。主に保険給付費などの市の支出額に応じて県から交付されるもので、右側の表の④保険給付費の減少に伴い、左側の表の②のとおり4億1,975万円の減となります。

左側の表に戻りまして、「5繰入金」は16億9,639万4千円で、構成比は8.9%です。国保財政の赤字に当たる法定外繰入金を含めた一般会計からの繰入金で、税率改定による国保税の増加などにより、③のとおり2億4,616万8千円の減となります。

「7諸収入」は3,510万4千円で、国保税の延滞金や、国保資格喪失後に誤って国保を使用した被保険者からの回収金などで、1,799万9千円の減となります。歳入の合計は189億6,000万円となっております。

続きまして、右側の表、歳出でございます。こちら主要な項目を上から順に申し上げます。

「1総務費」は、国保業務に従事する職員の人件費や、納税通知書や資格確認書の作成・郵送に要する費用となり、郵送費の増加などにより前年度比637万9千円の増です。

「2保険給付費」は130億7,093万6千円で、構成比68.9%です。被保険者が疾病やけがにより医療機関を受診した際に保険者が負担する7割分等の費用で、一人当たり医療費は増加が見込まれますが、被保険者数が減少することに伴い、④のとおり、4億1,617万円の減となります。

「3国保事業費納付金」は53億4,043万1千円で、構成比28.2%です。県全体の保険給付費等に充てるため、財政運営の主体である県へ支払う市の負担分で、6,526万6千円の増となります。

「4保健事業費」は、特定健康診査にかかる費用や、人間ドック、がん検診等に係る国保被保険者への補助金などの事業費で、郵送費の増加などにより152万5千円の増となります。

「7諸支出金」は、主に過年度において納税された国保税の還付金にあてるもので、400万円の増となります。

歳出の合計は189億6,000万円となっております。

令和7年度上尾市国民健康保険特別会計予算案の概要の説明は以上となります。

(議長) 大室会長：一通り説明が終わりました。

ただいま事務局から説明があった内容について、ご質問がありましたらお願いいたします。

(議長) 大室会長：特に質問はないようです。

以上で議事3「令和7年度国民健康保険特別会計予算(案)について」は終了いたします。

ます。

続いて、議事の4番目「国民健康保険税水準の準統一に向けた課題について」事務局より説明をお願いします。

(事務局) 市村主幹：議事の4番目、「国民健康保険税水準の準統一に向けた課題について」ご説明いたします。

お手元の資料4をお願いいたします。

1 ページ上段をご覧ください。

まず1点目の保険税率についてですが、現在、保険者である各市町村がそれぞれ国保税率を定めていますが、令和9年度には県内すべての市町村が、県が定める標準保険税率通りに国保税を賦課する保険税水準の準統一を目指しています。第3期埼玉県国民健康保険運営方針の中で、令和9年度の保険税水準の準統一に向けて段階的に税率改定を行い、令和8年度までに赤字を解消することが求められています。

1 ページ上段の項番Cをご覧ください。来年度、令和7年度には翌令和8年度の税率の見直しのご審議をいただきますが、令和8年度の目標である赤字解消にあたっては、標準保険税率が赤字解消の目安となります。2 ページの表、上段左側の㊸と㊹の部分になりますが、実際の標準保険税率に近づけるために、県の令和7年11月の標準保険税率の試算、もしくは令和8年1月の標準保険税率の決定を待って、運営協議会でご審議いただくことを事務局としては検討しております。

2 ページ表の上段右側をご覧ください。さらに令和8年度においては、県から正式に発表された令和9年度の標準保険税率に合わせなければならないため、翌令和9年度の保険税率のご審議をしていただくためには令和9年の1月もしくは2月に運営協議会を開催し、3月定例議会に議案を上程することになります。

つづきまして1 ページ目中段をご覧ください。

2 番目の賦課限度額ですが、賦課限度額は政令で定められており、例年、年度末の3月に国が改正します。あくまでも賦課の上限額であるため、政令改正に合わせて、即、条例改正をしなければならない訳ではないことから、上尾市では、夏から秋にかけて運営協議会でご審議いただき、その答申を受けて、保険税率の改定とともに条例改正の議案を上程し、議会での審議・可決を経て、政令改正からおおよそ1年後の翌年4月から改定した賦課限度額を適用しております。

しかし、第3期埼玉県国民健康保険運営方針では、令和9年度の準統一にあたり、政令の適用日と合わせる事が定められております。2 ページ中段の㊺の部分になりますが、このため、令和9年度の賦課限度額については、政令が改正される前である8年度中に、国から示される事前情報をもとにご審議いただいたうえで、国の政令の公布後すみやかに市長の専決処分により条例を改正することが必要になります。

1 ページの下段をご覧ください。

3 点目の条例減免についてですが、各市町村は災害を受けた被保険者などの保険税の減免を条例に基づき行っていますが、その内容は市町村によって異なります。第3期埼玉県国民健康保険運営方針では、令和9年度の準統一にあたり、税減免の県内統一の基

準を設けるとしており、その基準が策定されたのちに、上尾市の条例が合致していない場合には、減免に係る条例の改正を検討する必要があるとございます。

議事の4番目、「国民健康保険税水準の準統一に向けた課題について」の説明は以上でございます。

(議長) 大室会長：一通り説明が終わりました。

ただいま事務局から説明があった内容について、ご質問がありましたらお願いいたします。

はい、轟委員どうぞ。

轟委員：説明ありがとうございます。質問ですが、令和9年3月の議会で税率を改定した後の県の準統一までの流れはどのようになるのでしょうか。いつ県に報告するのでしょうか。

関田課長：準統一の流れとしまして、まず、標準保険税率というものは上尾市の赤字を解消できるものとして県が計算するものでして、令和8年度だと11月に試算結果が出ます。この試算というのは国が示す仮の数字を使っての計算となります。これをもとに市町村としてある程度の見込みを立てますが、令和9年度の準統一の際には、1月に県が示す標準保険税率通りに賦課する必要があるため、この試算に合わせることはできません。令和8年度の1月下旬に正式な標準保険税率が示されるので、それを受けて運営協議会に諮り、3月定例会に上程することになります。前回の運営協議会で「その段階で審議しても反対意見は出せないのではないか」との意見がございましたが、標準保険税率に合わせるということについて、承認をいただくことになります。

準統一において、県に報告するということはありませんが、県から照会がありましたら標準保険税率通りに改定したことを回答することになります。

(議長) 大室会長：ほかにご質問はありませんか。山根委員どうぞ。

山根委員：言葉の意味をお聞きしたいのですが、「令和9年度の準統一」という言葉に対して、本統一がこの後にあるということですか。

関田課長：まず、「標準保険税率」は各市町村の収納率格差を反映し、それ以外の項目を統一して計算するため、各市町村ごとに異なっています。この標準保険税率に合わせるのが「令和9年度の準統一」です。準統一の後にさらなる統一があるのかというご質問ですが、埼玉県では令和12年度の完全統一を目標としています。完全統一は、収納率格差の個別の状況を加味せずに、県内が同じ税率となるものです。

(議長) 大室会長：ほかにご質問はありませんか。小幡委員どうぞ。

小幡委員：赤字解消という意味をより分かりやすく説明していただきたい。一般会計からの繰入金が無くなるのが赤字解消となるのですか。

関田課長：赤字は「法定外繰入」という言い方もしまして、国保を運営していくにあたり、保険給付費などの支出が増えて、国保の収入だけでは足りないために市民税や資産税などで集めた一般会計から繰り入れるなかで、法律で定められていない部分を法定外繰入と呼んでいます。令和5年度で言えば約9億円*の法定外繰入を行っており、それを解消することが準統一の条件とされている「赤字解消」となります。

（※協議会では「約8億円」と発言したが、正しくは「約9億円」）

小幡委員：9億円*というのは累積の金額ですか、単年の金額ですか。

関田課長：単年です。税収などの収入に対して保険給付費などの支出が上回ることによる差が9億円*となりますが、令和6年度、7年度、8年度と税率を上げていくことにより差が縮まっていくこととなります。

埼玉県の運営方針で、令和9年度に準統一を達成するために、令和8年度中に単年の赤字解消をするように県から示されているので、令和7年と令和8年で続けて税率を引き上げなければ差が縮まらないという考え方です。

小幡委員：確認のための質問ですが、令和7年度では16.9億円の繰入金があって、このうち赤字補填のための繰り入れがある。それを解消するために負担を増やしていくという考え方ですか

関田課長：小幡委員のおっしゃる通りです。

（議長）大室会長：ほかに、ご質問はございませんか？

では、以上で議事4「国民健康保険税水準の準統一に向けた課題について」は終了いたします。

議事5に「その他」とありますが、事務局から何かありますか？

（事務局）市村主幹：その他については、2点ございます。

1点目について、国の制度改正について説明がございます。

お手元の資料5のご用意をお願いいたします。

ここでは「国による制度改正」としまして「高額療養費制度の見直し」と「子ども・子育て支援金制度の創設」について、ご説明いたします。こちらについては、国民健康保険だけのことでなく、後期高齢者医療制度や被用者保険など、すべての医療保険制度に係る改正となります。

資料1 ページ目の上段をご覧ください。

高額療養費制度とは、被保険者が医療機関を受診した際に支払う2～3割の自己負担

額が、入院などにより高額になった場合、被保険者が負担するのは所得に応じた自己負担限度額までとなる制度です。現在は、マイナ保険証や限度額適用認定証などの提示により、医療機関での支払いが自己負担限度額までで済むようになっています。

1 ページ下段をご覧ください。

今般、高齢化や高額薬剤の普及により、高額療養費の給付額が増加していることが、現役世代を中心とした保険料増加の一因となっていることから、この高額療養費制度の見直しが進められております。

見直しは令和7年度から9年度の3か年で実施される予定で、令和7年8月に行われる見直しについては、①の部分になりますが、低所得者に配慮したうえで、各所得区分の自己負担限度額の引き上げを行うものです。

2 ページが、その自己負担限度額の引き上げの表となっており、右側赤枠内が、見直し後の限度額となります。上段が70歳未満、下段が70歳以上75歳未満となっていますが、いずれも㊦の住民税非課税世帯は2.7%、①の収入が約370万円未満の低所得者層は5%、と小幅な引き上げとなっておりますが、所得額が上がるに従い10%から15%ほどの引き上げとなります。

また、令和8年度、9年度の見直しでは、1 ページ下段、②の部分になりますが、各所得区分をそれぞれ3段階ほどに細分化しての引き上げを予定しております。

つづきまして、資料3 ページをご覧ください。

昨年の春先に国会審議で取り上げられ、報道されておりましたが、子ども子育て支援金を医療保険料とあわせて徴収するということになっております。これは、全世代が子育て世帯を支えるために、医療保険の保険料とともに子ども子育て支援金を集め、児童手当の拡充などの子育て支援事業に活用するものです。

表の赤枠になりますが、国が示す資料によりますと、国民健康保険では、平均的な保険税を負担している被保険者一人当たりの目安の金額としまして、令和8年度で月額250円、令和9年度で300円、令和10年度で400円となる見込みです。現在の保険税は、医療分、支援分、介護分の3つに分かれておりますが、子ども子育て支援金加わることで4本建てとなるものです。こちらについては、来年度の税率改定の審議にも係わることで、また詳細な情報が入りましたら、ご案内してまいります。

説明は以上となります。

続きまして、その他2点目、次回の協議会につきましては、7月頃にオンライン形式での開催を検討しております。開催にあたっては、5月中旬から下旬頃を目安に開催通知を送らせていただきます。

その他の事項につきましては、以上です。

(議長) 大室会長：以上で本日の議事はすべて終了しました。

これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。

皆様にご協力いただきありがとうございました。

(司会) 関田課長：大室会長、円滑に議事を進行していただき、ありがとうございました。

た。なお、本日お配りした資料は、制度の説明や今後の予定等の資料ですので、差し支えなければお持ち帰りください。

では、以上をもちまして、本日の協議会は閉会とさせていただきます。

本日は、長時間にわたり大変お疲れ様でございました。お気をつけてお帰りください。

会 長 大 室 尚

署名委員 小 幡 雄 人

署名委員 新 信 一